

令和5年度予算概算要求の概要(女性保護関係)

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **26** 億円の内数 (22 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市

<補助率>

国5/10 (都道府県・市5/10)

<補助単価>

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算 (R4～)
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2年)
研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2年)
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当 (R4～) 研修修了者：年額 504,130円
研修未修了者：年額 392,440円

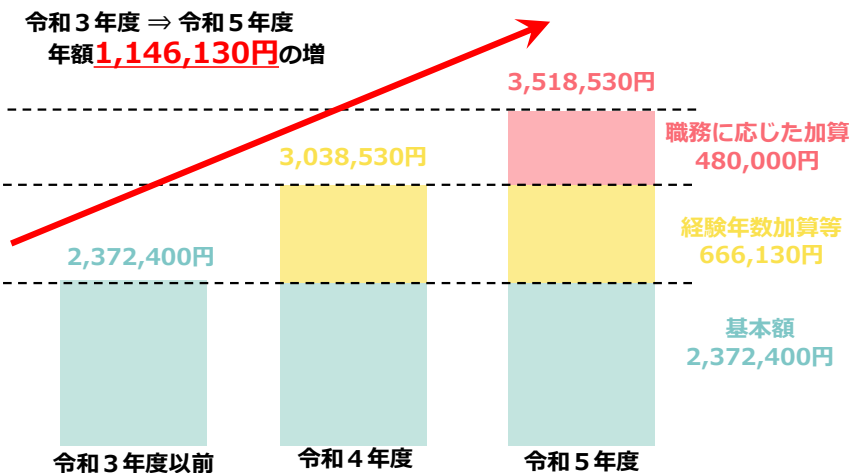
(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円
- イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

※ 経験年数5年目(研修終了者)、主任婦人相談員における処遇改善のイメージ(年収ベース)



3. 相談員配置実績等 (令和2年度)

- 相談員数：1,533人
- 相談対応件数：延べ407,942件 (実163,393件)

売春防止活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数（22 億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 売春防止法に基づく要保護女子の未然防止及び配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律に基づく暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

1. 売春防止活動推進等事業強化対策費（H14～）

（1）婦人保護啓発活動事業

婦人保護事業の推進を図るための広報啓発を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 338千円～604千円】

（2）婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。

【補助単価：1施設あたり年額 947千円又は1,894千円
+対象者や取組に応じた加算】

2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

（3）休日夜間電話相談事業（H14～）

電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。

【補助単価：1自治体あたり月額 17,980円～617,520円】

（4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）

婦人相談所や福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。

【補助単価：1自治体あたり 年額800,800円】

（5）婦人相談所等職員への専門研修事業（H14～）

配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 87,070円～261,210円】

（6）婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）

一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。

【補助単価：1自治体あたり年額 5,866千円】

（7）法的対応機能強化事業（H18～）

婦人相談所に非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 769,080円】

（8）専門通訳者養成研修事業（H21～）

人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり 年額666,290円】

（9）婦人相談所SNS等相談支援事業（R2～）

婦人相談所において、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。

【補助単価：1か所あたり年額 40,759千円】

（10）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）

婦人相談所に、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。

【補助単価：1自治体あたり年額 6,251千円】

（11）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）

一時保護所又は婦人保護施設において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。

【補助単価：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円

通学支援 1施設あたり 1,934千円】

（12）婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業（R2～）

婦人保護施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。

【補助単価：1施設あたり年額 580千円】

3 実施主体等

【実施主体】（1）、（2）、（12）：都道府県、（3）～（11）：都道府県及び婦人相談所設置指定都市

【補助率】5/10

【令和2年度事業実施都道府県】46都道府県※（1）～（12）のいずれかを実施しているもの。佐賀県のみ全て未実施

DV被害者等自立生活援助事業【平成26年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数 (22 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

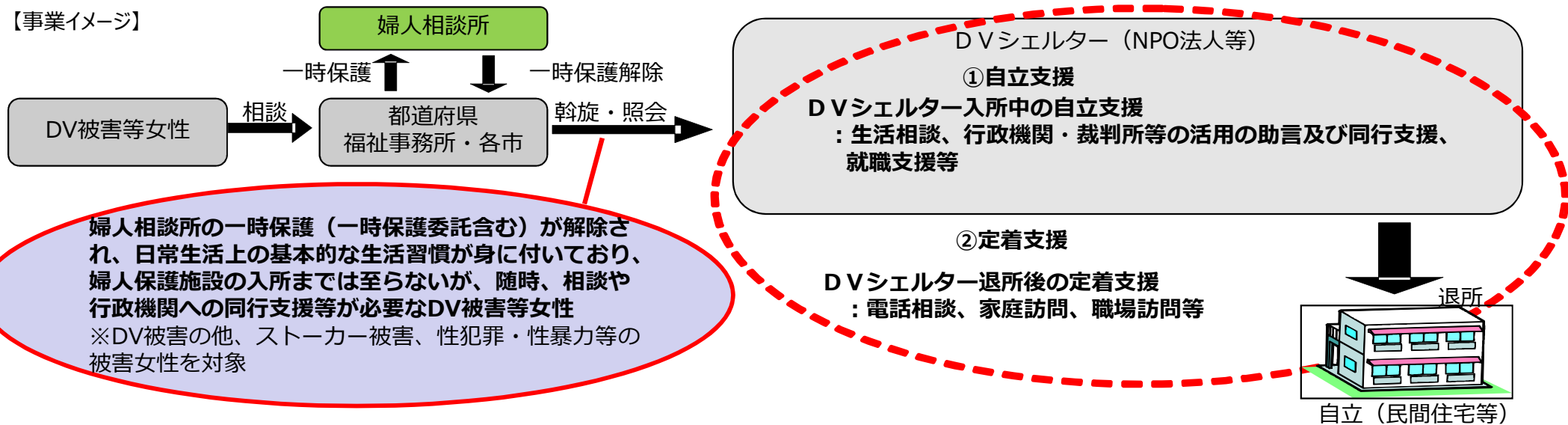
(1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2 【令和4年度補助単価】 1か所当たり年額 4,622千円
【令和2年度実施都道府県】 8自治体 (北海道、群馬県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、福岡県)

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【令和3年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営し、様々な困難な問題を抱えた女性に対し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方策全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

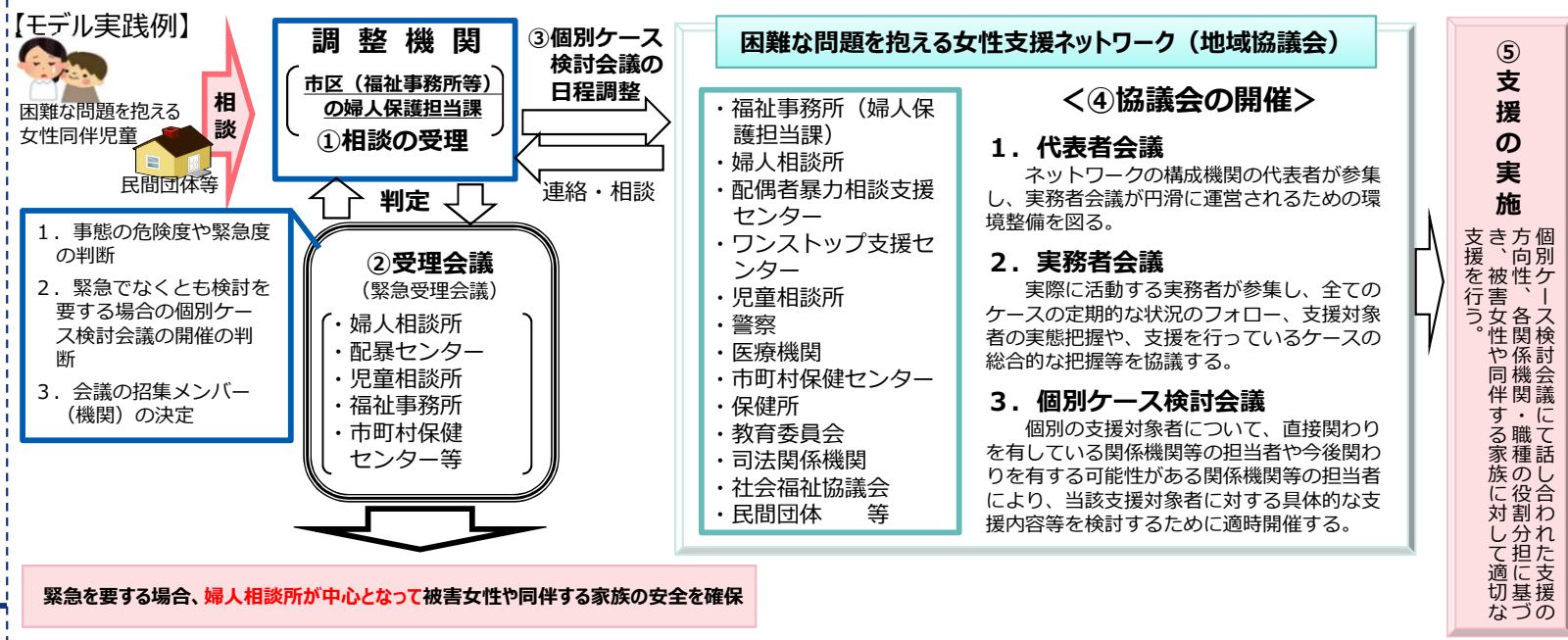
実際に活動する実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象女性について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係者等の担当者により、当該支援対象女性等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象女性に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて婦人相談所、その他の関係機関等との連絡調整を実施。



3 実施主体等

- 【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）
- 【補助基準額】 1自治体当たり 8,718千円
- 【補助率】 国：10／10

民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数 (22 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進し、多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

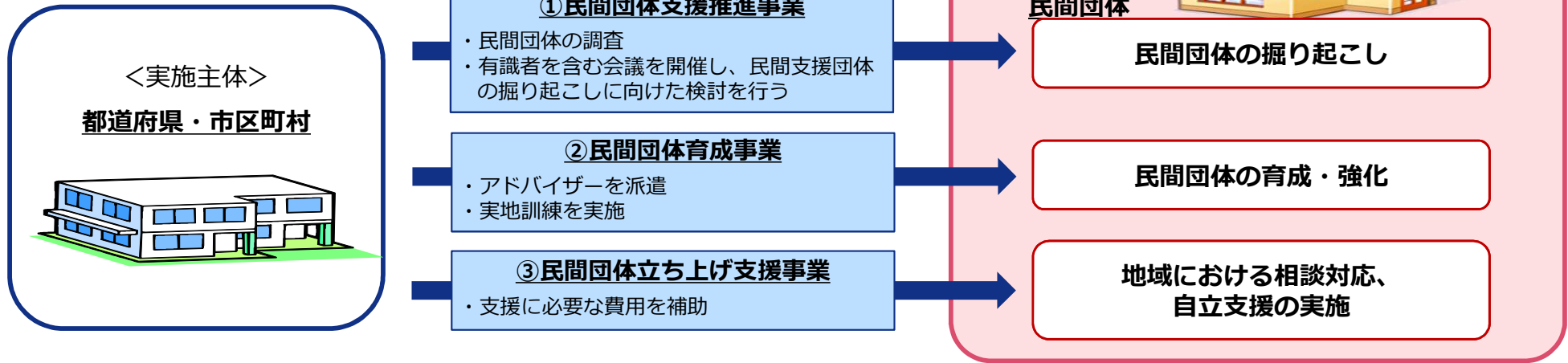
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立ち上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村・特別区1/2

【補助単価】 1自治体当たり 年額最大 11,385千円

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

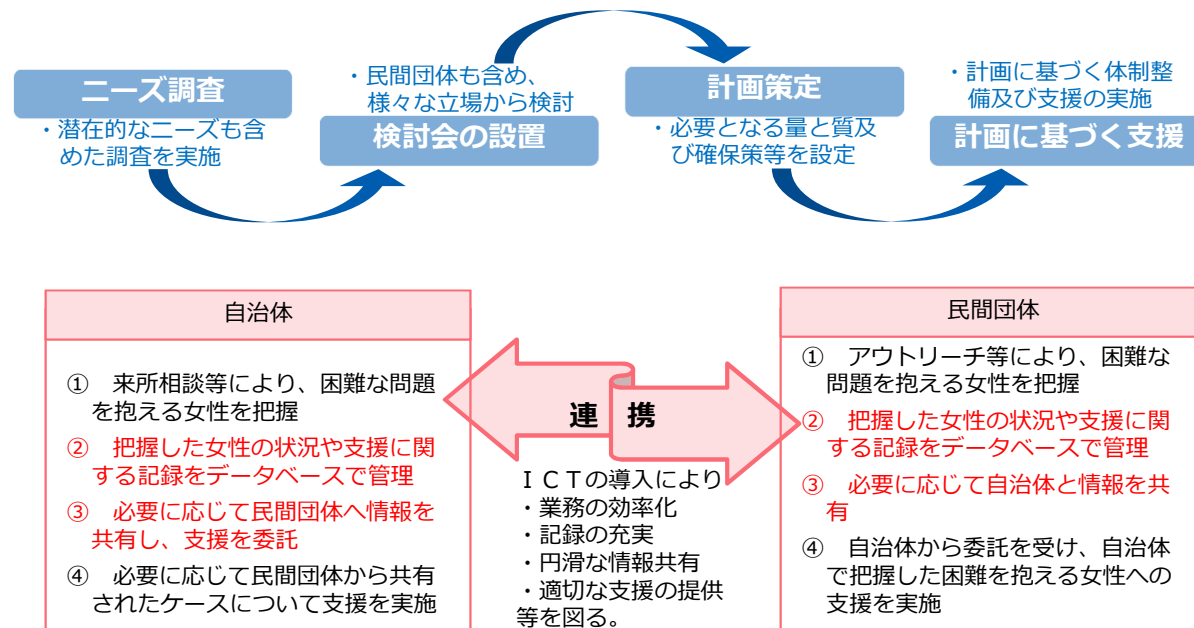
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・市町村1/2

【補助単価】

(1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円

(3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう必要な情報を発信するとともに、自治体や民間の支援団体が広域で連携できる体制整備を図る。
- また、全国フォーラム等を開催することで、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) その他業務

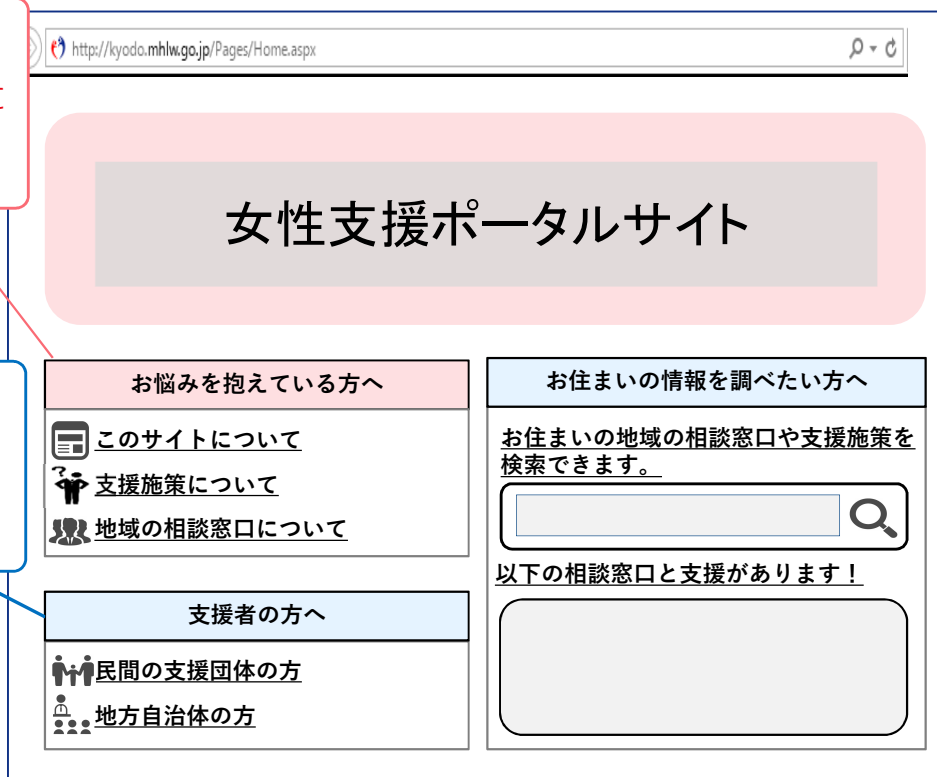
- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催等



ポータルサイトイメージ図

1
困難な問題を抱える女性が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備

2
行政や民間の支援団体同士が情報共有を図る場を確保



3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

婦人保護施設措置費 (婦人保護事業費負担金・婦人保護事業費補助金)

婦人保護事業費負担金：昭和31年度創設
婦人保護事業費補助金：昭和22年度創設

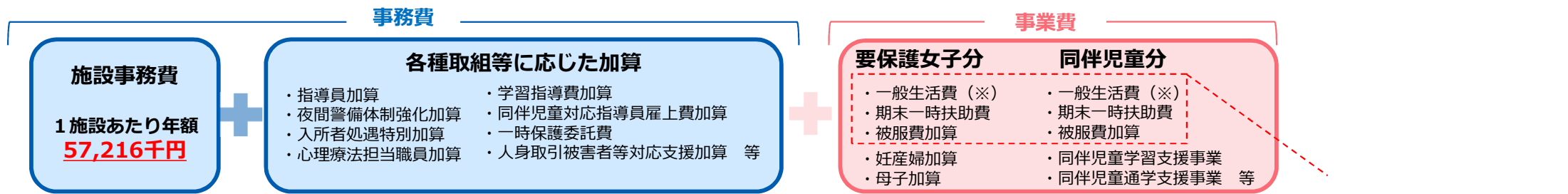
令和5年度概算要求額 **25.8** 億円 (25.7 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（婦人保護事業費負担金）や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（婦人保護事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

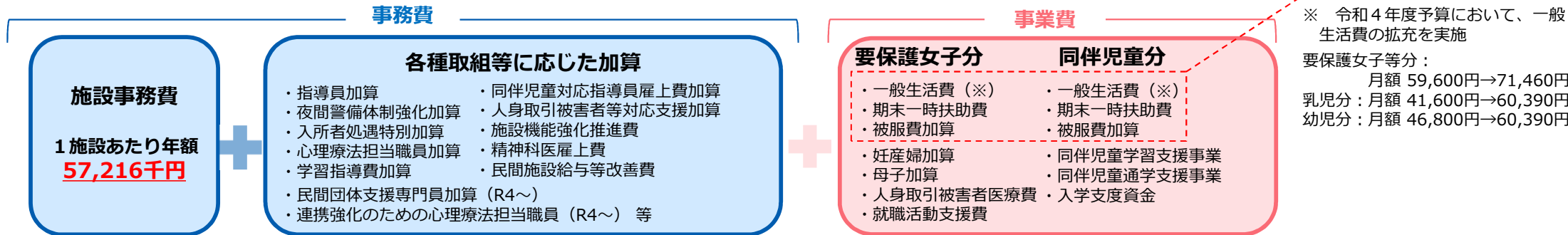
2 事業の概要・スキーム

<婦人保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



乳児同伴1名の場合の
1世帯あたり月額
143,570円

<婦人保護事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



※ 令和4年度予算において、一般生活費の拡充を実施

要保護女子等分：
月額 59,600円→71,460円
乳児分：月額 41,600円→60,390円
幼児分：月額 46,800円→60,390円

3 実施主体等

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市
(補助率) 国5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5 / 10)

婦人相談所運営費負担金【平成14年度創設】

令和5年度概算要求額 16百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人相談所が行う要保護女子等の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護に必要な通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）婦人相談所活動費

婦人相談所から要保護女子等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で入国管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合に、他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 婦人相談所の人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5／10）